

改 正 案	現 行
<p>（法第三十一条第二項等の規定に基づく汚物処理性能に関する技術的基準）</p> <p>第三十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次の各号に掲げる場合における汚物処理性能に関する技術的基準は、 第一項の規定にかかわらず、通常の使用状態において、汚物を当該各号に定める基準に適合するよう処理する性能及び同項第二号に掲げる性能を有するものであることとする。</p> <p>一 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）第三条第一項の環境省令により、又は同条第三項の規定に基づく条例により、尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽からの放流水について、第一項の表に掲げる生物化学的酸素要求量に関する基準より厳しい排水基準が定められ、</p>	<p>（法第三十一条第二項等の規定に基づく汚物処理性能に関する技術的基準）</p> <p>第三十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）第三条第一項又は第三項の規定により、同法第二条第一項に規定する公共用水域に放流水を排出する尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽に関して、第一項の表に掲げる生物化学的酸素要求量についての基準より厳しい排水基準が定められ、又は生物化学的酸素要求量以外の項目についても排水基準が定められている場合における汚物処理性能に関する技術的基準は、第一項の規定にかかわらず、通常の使用状態において、汚物を当該排水基準に適合するよう処理する性能及び同項第二号に掲げる性能を有するものであることとする。</p>

又は生物化学的酸素要求量以外の項目に関しても排水基準が定められている場合 当該排水基準

二 浄化槽法第四条第一項の環境省令により、尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽からの放流水について、第一項の表に掲げる生物化学的酸素要求量に関する基準より厳しい技術上の基準が定められ、又は生物化学的酸素要求量以外の項目に関しても技術上の基準が定められている場合 当該技術上の基準

(防火区画)

第一百十二条 (略)

2～13 (略)

14 第一項から第五項まで、第八項又は前項の規定による区画に用いる特定防火設備及び第五項、第八項、第九項又は第十二項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二口に規定する防火設備は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める構造のものとしなければならない。

一 第一項本文、第二項若しくは第三項の規定による区画に用いる特定防火設備又は第五項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二口に規定する防火設備 次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの

イ (略)

(防火区画)

第一百十二条 (略)

2～13 (略)

14 第一項から第五項まで、第八項又は第十三項の規定による区画に用いる特定防火設備及び第五項、第八項、第九項又は第十二項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二口に規定する防火設備は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める構造のものとしなければならない。

一 第一項本文、第二項若しくは第三項の規定による区画に用いる特定防火設備又は第五項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二口に規定する防火設備 次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの

イ (略)

ロ 閉鎖又は作動をするに際して、当該特定防火設備又は防火設備の周囲の通行人その他の人の安全を確保することができるものであること。

ハ・ニ (略)

二 第一項第二号、第四項、第八項若しくは前項の規定による区画に用いる特定防火設備又は第八項、第九項若しくは第十二項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二口に規定する防火設備 次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの

イ 前号イからハまでに掲げる要件を満たしているものであること。

ロ (略)

15・16 (略)

(設置)

第二百二十六条の二 (略)

2 建築物が開口部のない準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二口に規定する防火設備でその構造が第一百十二条第十四項第一号イ及びロ並びに第二号ロに掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもので区画されている場合には、その区画された部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

ロ・ハ (略)

二 第一項第二号、第四項、第八項若しくは第十三項の規定による区画に用いる特定防火設備又は第八項、第九項若しくは第十二項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二口に規定する防火設備 次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの

イ 前号イ及びロに掲げる要件を満たしているものであること。

ロ (略)

15・16 (略)

(設置)

第二百二十六条の二 (略)

2 建築物が開口部のない準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二口に規定する防火設備でその構造が第一百十二条第十四項第一号イ及び第二号ロに掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもので区画されている場合には、その区画された部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

(非常用の昇降機の設置を要しない建築物)

第二百二十九条の十三の二 法第三十四条第二項の規定により政令で定める建築物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 高さ三十一メートルを超える部分を階段室、昇降機その他の建築設備の機械室、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する用途に供する建築物

二 高さ三十一メートルを超える部分の各階の床面積の合計が五百平方メートル以下の建築物

三 高さ三十一メートルを超える部分の階数が四以下の主要構造部を耐火構造とした建築物で、当該部分が床面積の合計百平方メートル以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備でその構造が第一百二条第十四項第一号イ、ロ及びニに掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの(廊下に面する窓で開口面積が一平方メートル以内のものに設けられる法第二条第九号の二口に規定する防火設備を含む。)で区画されているもの

四 高さ三十一メートルを超える部分を機械製作工場、不燃性の物品を保管する倉庫その他これらに類する用途に供する建築物で主要構造部が不燃材料で造られたものその他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない構造のもの

(地階を除く階数が三である建築物の技術的基準)

(非常用の昇降機の設置を要しない建築物)

第二百二十九条の十三の二 法第三十四条第二項の規定により政令で定める建築物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 高さ三十一メートルをこえる部分を階段室、昇降機その他の建築設備の機械室、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する用途に供する建築物

二 高さ三十一メートルをこえる部分の各階の床面積の合計が五百平方メートル以下の建築物

三 高さ三十一メートルを超える部分の階数が四以下の主要構造部を耐火構造とした建築物で、当該部分が床面積の合計百平方メートル以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備でその構造が第一百二条第十四項第一号イ及びロに掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの(廊下に面する窓で開口面積が一平方メートル以内のものに設けられる法第二条第九号の二口に規定する防火設備を含む。)で区画されているもの

四 高さ三十一メートルをこえる部分を機械製作工場、不燃性の物品を保管する倉庫その他これらに類する用途に供する建築物で主要構造部が不燃材料で造られたものその他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない構造のもの

(地階を除く階数が三である建築物の技術的基準)

第三百三十六条の二 法第六十二条第一項の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

- 一 隣地境界線又は当該建築物と同一敷地内の他の建築物（同一敷地内の建築物の延べ面積の合計が五百平方メートル以内である場合における当該他の建築物を除く。）との外壁間の中心線（以下この条において「隣地境界線等」という。）に面する外壁の開口部（防火上有効な公園、広場、川等の空地若しくは水面又は耐火構造の壁その他これらに類するものに面するものを除く。以下この条において同じ。）で当該隣地境界線等からの水平距離が一メートル以下のもについて、当該外壁の開口部に法第二条第九号の二に規定する防火設備でその構造が第一百十二条第十四項第一号イ、ロ及びニに掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの若しくは国土交通大臣の認定を受けたもの又は法第二条第九号の二に規定する防火設備であるはめごろし戸が設けられていること。ただし、換気孔又は居室以外の室（かまど、こんろその他火を使用する設備又は器具を設けた室を除く。）に設ける換気のための窓で、開口面積が各々〇・二平方メートル以内のものについては、この限りでない。

二〇八（略）

（独立部分）

第三百三十七条の十四 法第八十六条の七第二項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める部分は、次の各号に掲げる

第三百三十六条の二 法第六十二条第一項の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

- 一 隣地境界線又は当該建築物と同一敷地内の他の建築物（同一敷地内の建築物の延べ面積の合計が五百平方メートル以内である場合における当該他の建築物を除く。）との外壁間の中心線（以下この条において「隣地境界線等」という。）に面する外壁の開口部（防火上有効な公園、広場、川等の空地若しくは水面又は耐火構造の壁その他これらに類するものに面するものを除く。以下この条において同じ。）で当該隣地境界線等からの水平距離が一メートル以下のもについて、当該外壁の開口部に法第二条第九号の二に規定する防火設備でその構造が第一百十二条第十四項第一号イ及びハに掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの若しくは国土交通大臣の認定を受けたもの又は法第二条第九号の二に規定する防火設備であるはめごろし戸が設けられていること。ただし、換気孔又は居室以外の室（かまど、こんろその他火を使用する設備又は器具を設けた室を除く。）に設ける換気のための窓で、開口面積が各々〇・二平方メートル以内のものについては、この限りでない。

二〇八（略）

（独立部分）

第三百三十七条の十四 法第八十六条の七第二項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める部分は、次の各号に掲げる

建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める部分とする。

一・二 (略)

三 法第三十五条(第五章第三節(第二百二十六条の二第二項を除く。))

に規定する技術的基準に係る部分に限る。)に規定する基準の適用上の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分 建築物が次のいずれかに該当するもので区画されている場合における当該区画された部分

イ (略)

ロ 法第二条第九号の二ロに規定する防火設備でその構造が第一百十二条第十四項第一号イ及びロ並びに第二号ロに掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの

(道路内に建築することができる建築物に関する基準等)

第四百四十五条 法第四十四条第一項第三号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 耐火構造とした床若しくは壁又は特定防火設備のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもので道路と区画されていること。

イ 第一百十二条第十四項第一号イ及びロ並びに第二号ロに掲げる要件

建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める部分とする。

一・二 (略)

三 法第三十五条(第五章第三節(第二百二十六条の二第二項を除く。))

に規定する技術的基準に係る部分に限る。)に規定する基準の適用上の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分 建築物が次のいずれかに該当するもので区画されている場合における当該区画された部分

イ (略)

ロ 法第二条第九号の二ロに規定する防火設備でその構造が第一百十二条第十四項第一号イ及び第二号ロに掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの

(道路内に建築することができる建築物に関する基準等)

第四百四十五条 法第四十四条第一項第三号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 耐火構造とした床若しくは壁又は特定防火設備のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもので道路と区画されていること。

イ 第一百十二条第十四項第一号イ及び第二号ロに掲げる要件を満たし

を満たしていること。

ロ (略)

三 (略)

2 (略)

3 前項の建築物のうち、道路の上空に設けられるものの構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 (略)

二 屋外に面する部分には、ガラス（網入ガラスを除く。）、瓦、タイル、コンクリートブロック、飾石、テラコッタその他これらに類する材料を用いないこと。ただし、これらの材料が道路上に落下するおそれがない部分については、この限りでない。

三 (略)

ていること。

ロ (略)

三 (略)

2 (略)

3 前項の建築物のうち、道路の上空に設けられるものの構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 (略)

二 屋外に面する部分には、ガラス（網入ガラスを除く。）、瓦、タイル、コンクリートブロック、飾石、テラコッタその他これらに類する材料を用いないこと。ただし、これらの材料が道路上に落下するおそれがない部分については、この限りでない。

三 (略)